

令和5年 第11回農業委員会議事録

令和5年11月24日午前10時00分に第11回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 笹原 哲	2 番 近藤 剛	3 番 沼澤 克己
4 番 五十嵐 純一	5 番 西塚 喜行	6 番 西塚 孝也
7 番 高橋 央	8 番 星川 敬夫	9 番 大崎 清孝
10 番 後藤 一彦	11 番 本間 俊悦	12 番 伊勢村 孝之
13 番 石川 富士太郎	14 番 笹原 光政	15 番 小松 栄作
16 番 齋藤 吉勝	17 番 山口 栄子	18 番 鈴木 藤光
19 番 星川 礼子		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

16 番 (齋藤 吉勝) 番 () 番 () 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	田中 誠
事務局係長	渡辺 美由紀	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- | | |
|-------|----------------------------|
| 報第15号 | 農地法第18条第6項の規定による解約通知について |
| 議第37号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議第38号 | 非農地証明について |
| 議第39号 | 尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について |
| 議第40号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議第41号 | 尾花沢市農用地利用集積計画について |

令和5年 第11回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和5年第11回通常総会を11月24日（金）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（五十嵐事務局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願い申し上げます。

（朗 読）

（五十嵐事務局長）

ご着席ください。16番 齋藤吉勝委員より欠席する旨の連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は18名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さんおはようございます。この頃滅法寒くなってきましたけれども、風邪など召されないよう体には十分注意していただいて、冬の作業に入ると思いますが、体調には気を付けて仕事なされるようお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。

（五十嵐事務局長）

ありがとうございました。次に議長であります。尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしく申し上げます。

（議 長）

これより令和5年第11回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、12番 伊勢村 孝之 委員、13番 石川 富士太郎 委員 以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をして報告いただきます。事務局長補佐。

(田中事務局長補佐)

命によりまして、事務処理報告をさせていただきます。総会日程次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議 長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

ご質問も無いものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

はじめに、報第15号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、報第15号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1頁をご覧ください。案件は21件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。

解約後の利用についてですが、No.1から5は別人へ貸借予定です。No.6は貸借関係を整理するために既存の契約をいったん解約し同人へ貸借するためのものです。No.7から9は統合小学校建設の予定地であり、市へ売買予定です。No.10は中間管理機構へ貸付を行い、別人へ転貸予定とのことです。No.11から12は自作を予定するとのことです。No.13から21は現時点では未定とのことです。以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第15号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に、議第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、3番 沼澤克己委員の退席を求めます。

(3番 沼澤委員 退席)

(議 長)

事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

今月申請のありました案件についてご説明いたします。所有権の移転が9件、賃貸借権の設定が9件、使用貸借権の設定が1件です。

申請事由ですが、No.1から6の渡人の申請事由は農業廃止のためです。No.7は高齢化による経営縮小のためです。No.8は労力不足によるものです。No.9は先月に無償の所有権移転で代物弁済の解除のために所有権の移転の申請を行っていましたが、当時代物弁済の設定を行った際に有償で所有権移転を行っており、法務局において登記を行う際に有償移転を行ったものは再度有償移転で戻さないと代物弁済にあたらぬとのことで、前回の無償移転で許可を受けた内容と変更があったので受け人と渡し人の両者の申出により再度申請があったものです。

11頁からは貸借権の設定です。No.10、11は農業廃止によるものです。No.12～14は労力不足とのことです。No.15から17は高齢化による経営縮小によるものです。No.18は集積計画のNo.17、18の〇〇〇〇〇〇と〇〇さんの貸借と合わせて耕作権のみ交換するものです。金銭等のやりとりはないとのことでしたので使用貸借権の設定として整理しております。No.19は渡し人の労力不足によるものです。No.19の受け人については新規就農者です。

No.1からNo.19は不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しく申し上げます。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第37号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。3番 沼澤克己委員復席願います。

(3番 沼澤委員 復席)

(議 長)

次に議第38号「非農地証明について」を上程いたします。

現地調査第5班主任、本間俊悦委員の報告・説明を求めます。

(11番 本間委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第38号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第39号「尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」を上程いたします。なお、この案件は1番と2番に分けて審議いたします。現地調査第6班主任、星川敬夫委員の報告・説明を求めます。

(8番 星川敬夫委員 報告・説明)

(議長)

只今、1番について報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第39号1番について採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、議第39号1番は、原案のとおり決しました。

続いて2番について審議を行います。現地調査第6班主任、星川敬夫委員の報告・説明を求めます。

(8番 星川敬夫委員 報告・説明)

(議 長)

暫時休憩といたします。

休憩 10 : 26

再開 11 : 14

(議 長)

再開いたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

それでは、議第39号2番について採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、議第39号2番は、原案のとおり決しました。尚、この案件に関して、建設予定地の隣接地所有者の同意をもらい、後に建ててよかったと言われるよう、事業者に対して事務局から伝えてください。

尚、この案件については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、尾花沢市長に対し、通知いたします。

次に議第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第5班主任、本間俊悦委員の報告・説明を求めます。

(11番 本間委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第40号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第41号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、12番 伊勢村孝之委員の退席を求めます。

(12番 伊勢村委員 退席)

(議長)

事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、議第41号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書71頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からです。今回申請の

ありました集積計画は、相対の賃貸借18件、所有権移転8件です。申請地は、農振農用地区域内の土地で、面積が2,663aです。

続いて、対象人数は、賃貸借設定が 出し手17名、受け手13名、所有権移転が出し手8名、受け手8名です。合計は出し手が25名、受け手が21名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3年から5年が6件で649a、6年から9年が2件で83a、10年以上が10件で785aです。

10a当たり借賃と対価の値幅ですが、下段中央の表記のとおりです。

72頁からは、個別状況になります。このうち72頁～80頁は利用権設定で、81頁は所有権移転分です。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。慎重審議よろしく願います。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第41号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。12番 伊勢村孝之委員復席願います。

(12番 伊勢村委員 復席)

(議長)

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和5年第11回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

午前11時23分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和5年11月24日

尾花沢市農業委員会

議長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____